

消基発第 86 号
令和 3 年 3 月 30 日

各 市 町 村 長
各消防補償等組合管理者
各水防事務組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 小池 裕 昭
(押印省略)

療養費用算定基準細目の一部改正について（通知）

厚生労働省労働基準局において「労災診療費算定基準について」（昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号）、「労災保険における柔道整復師施術料金の算定基準等の改定について」（昭和 53 年 3 月 16 日付け基発第 154 号）及び「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取扱いについて」（昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 326 号-1）の一部が改定されたことに伴い、今般、療養に要する費用の算定に関する基準の改正について（昭和 63 年 9 月 1 日消基発第 305 号）別添 2 「療養費用算定基準細目」の一部を別添のとおり改正するので通知します。

なお、この改正の概要は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 改正の概要

1 診療に要する費用の算定基準

- (1) 救急医療管理加算（入院）及び病衣貸与料を引き上げたこと。
- (2) 術中透視装置使用加算及び職場復帰支援・療養指導料を拡充したこと。
- (3) 労災治療計画加算を削除したこと。
- (4) コンピューター断層診断の特例及び社会復帰支援指導料を加えたこと。

2 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準について

- (1) 初検時相談支援料の要件の追加及び金額の引き上げをしたこと。
- (2) 整復（固定・施療）料及び後療料算定額の一部を引き上げたこと。
- (3) 往療料の距離に応じた加算の額及び算定の仕方を変更したこと。

3 はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準について

- (1) 初検料及び施術料の算定額の一部を引き上げたこと
- (2) 往療料の距離に応じた加算の額を変更したこと。
- (3) 変形徒手矯正術の算定方法等を改正したこと。
- (4) マッサージの加算としての特種マッサージのうち「関節マッサージ」を削除したこと。

4 その他

- ・ その他必要な字句の整理を行ったこと

第2 適用日

改正後の診療に要する費用の算定基準は、令和2年4月1日以降の診療に係るものから適用する。ただし、Iの11及び30に係るものについては、令和2年6月1日以降の診療に係るものから適用する。また、柔道整復師の施術に要する費用の算定基準は、令和2年9月1日以降の施術に係るものから、はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準は、令和3年2月1日以降の施術に係るものから、それぞれ適用する。

第3 備考

改正後の療養費用算定基準細目については、当基金ホームページの「諸規程一覧」から参照されたい。